

# VI 解 說

## < 沖縄の米軍及び自衛隊基地（統計資料集） 解説 >

### ○ 1 ページ関連

米軍施設・区域：

ここでいう米軍施設・区域とは、「米軍専用施設」と「米軍一時使用施設」とを合わせたものである。

米軍専用施設：

専ら在日米軍のみによって使用されている提供施設・区域。

他の都道府県では、米軍は自衛隊施設の全部又は一部を一時使用（共同使用）していることがほとんどだが、沖縄県には専用施設が多く、全国に占める本県の比率は 70.3 パーセントとなっている。

米軍一時使用施設：

日米地位協定第 2 条第 4 項（b）に基づき、在日米軍が一時使用（共同使用）している施設。

沖縄県には、令和 3 年 3 月末現在、

○ 北部訓練場の一部

[1,259 千㎡ 自衛隊以外の施設]

○ キャンプ・ハンセンの一部

[615 千㎡ 自衛隊以外の施設]

○ 嘉手納飛行場の一部

[建物のみ 自衛隊施設（航空自衛隊那覇基地及び与座岳分屯基地）]

○ ホワイト・ビーチ地区の一部

[工作物のみ 自衛隊施設（海上自衛隊沖縄基地隊）]

○ 鳥島射爆撃場の一部

[2 千㎡ 自衛隊施設（航空自衛隊久米島分屯基地）]

○ 浮原島訓練場の全部

[254 千㎡ 自衛隊施設（陸上自衛隊浮原島訓練場）]

○ 那覇飛行場の全部

[7 千㎡ 自衛隊施設（航空自衛隊那覇基地）]

の 7 施設が、一時使用（共同使用）施設として所在している。

日米地位協定：

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第 6 条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定 [1960（昭和 35）年 6 月 23 日号外条約第 7 号]

日米地位協定第2条第4項（a）：

「合衆国軍隊が施設及び区域を一時的に使用していないときは、日本国政府は、臨時にそのような施設及び区域をみずから使用し、又は日本国民に使用させることができる。ただし、この使用が、合衆国軍隊による当該施設及び区域の正規の使用の目的にとって有害でないことが合同委員会を通じて両政府間に合意された場合に限る。」

→ 米軍の管理のもとにあるが、一時的に使用していない施設及び区域を、日米合同委員会の合意により、日本国政府や日本国民が共同使用できることが定められている。

日米地位協定第2条第4項（b）：

「合衆国軍隊が一定の期間を限って使用すべき施設及び区域に関しては、合同委員会は、当該施設及び区域に関する協定中に、適用があるこの協定の規定の範囲を明記しなければならない。」

→ 国等の管理のもとにある施設及び区域を、日米合同委員会の合意により、米軍が一時的に共同使用できることが定められている。

## ○2 ページ関連

復帰時点と現時点の比較：

昭和47年5月15日現在の面積については、日米返還協定A表（昭和47年6月15日防衛施設庁告示第12号）に基づくものである。

軍人：

合衆国軍隊の構成員。日本国の領域にある間におけるアメリカ合衆国の陸軍、海軍又は空軍に属する人員で現に服役中のもの。（海軍には、海兵隊も含まれる。）

軍属：

合衆国の国籍を有する文民で日本国にある合衆国軍隊に雇用され、これに勤務し、又はこれに随伴するもの（通常日本国に居住する者及び第14条1に掲げる者を除く。）。この協定のみ適用上、合衆国及び日本国の二重国籍者で合衆国が日本国に入れたものは、合衆国国民とみなす。

家族：

- (1) 配偶者及び21才未満の子
- (2) 父、母及び21才以上の子で、その生計費の半額以上を合衆国軍隊の構成員又は軍属に依存するもの。

## 〇5 ページ関連

陸地面積：

北部、中部、南部、宮古、八重山の陸地面積は、国土地理院「全国都道府県市町村別調」（令和2年10月1日時点）に基づき、下表のそれぞれに対応する欄に掲げる市町村ごとの面積を合算したもの。

区分	市町村名
北部	名護市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、恩納村、宜野座村、金武町、伊江村、伊平屋村、伊是名村
中部	うるま市、宜野湾市、浦添市、沖縄市、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村、西原町
南部	那覇市、糸満市、豊見城市、南城市、八重瀬町、与那原町、南風原町、渡嘉敷村、座間味村、栗国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、久米島町
宮古	宮古島市、多良間村
八重山	石垣市、竹富町、与那国町

※境界未定部分については、令和3年度普通交付税の算定に用いる市町村面積の協定書によって按分している。

米軍基地面積：

北部、中部、南部、宮古、八重山の米軍基地面積は、上表のそれぞれに対応する欄に掲げる市町村に所在する米軍基地の面積である。

米軍基地面積 —（沖縄本島）：

米軍基地 33 施設のうち、

伊江島補助飛行場（伊江村）

鳥島射爆撃場（久米島町）

出砂島射爆撃場（渡名喜村）

久米島射爆撃場（久米島町）

浮原島訓練場（うるま市浮原島）

津堅島訓練場（うるま市津堅島）

黄尾嶼射爆撃場（石垣市）

赤尾嶼射爆撃場（石垣市）

沖大東島射爆撃場（北大東村）

の9つの施設を除く、「沖縄本島」に所在する施設の面積を合計してある。

自衛隊基地面積　－（沖縄本島）：

自衛隊基地 47 施設のうち、

陸上自衛隊宮古島駐屯地（宮古島市）  
陸上自衛隊与那国島駐屯地（与那国町）  
陸上自衛隊那覇駐屯地浮原島訓練場（うるま市）  
陸上自衛隊与那国島駐屯地祖納宿舎（与那国町）  
陸上自衛隊与那国島駐屯地比川宿舎（与那国町）  
陸上自衛隊与那国島駐屯地久部良宿舎（与那国町）  
陸上自衛隊宮古島駐屯地千代田宿舎（宮古島市）  
陸上自衛隊宮古島駐屯地平良第一宿舎（宮古島市）  
陸上自衛隊宮古島駐屯地友利宿舎（宮古島市）  
陸上自衛隊宮古島駐屯地平良第二宿舎（宮古島市）  
陸上自衛隊保良訓練場（宮古島市）  
陸上自衛隊石垣島駐屯地（仮称）（石垣市）  
陸上自衛隊石垣島駐屯地大川長間宿舎（仮称）（石垣市）  
陸上自衛隊石垣島駐屯地登野城第 1 宿舎（仮称）（石垣市）  
陸上自衛隊石垣島駐屯地登野城第 2 宿舎（仮称）（石垣市）  
沖縄地方協力本部宮古島出張所（宮古島市）  
沖縄地方協力本部石垣出張所（石垣市）  
航空自衛隊那覇基地久米島分屯基地（久米島町）  
航空自衛隊那覇基地宮古島分屯基地（宮古島市）  
航空自衛隊那覇基地久米島分屯基地仲泊宿舎（久米島町）  
航空自衛隊那覇基地宮古島分屯基地野原宿舎（宮古島市）  
航空自衛隊那覇基地宮古島分屯基地新里宿舎（宮古島市）  
与那国海洋観測施設（与那国町）

の 23 の施設を除く、「沖縄本島」に所在する施設の面積を合計してある。

なお、沖縄本島以外の区分については、「米軍基地面積」と同じである。

## ○ 1 4 ページ関連

地区区分については、「5 ページ関連」解説参照

## ○ 1 7 ページ関連

水域の面積：

水域の面積については、緯度・経度で設定されており、球面であることを無視して緯度・経度で示された点を結ぶ地図上の面積をして概算で算出した面積である。

## ○18 ページ関連

空域の面積：

空域の面積については、緯度・経度・高さで設定されており、球面であること及び高度を無視して緯度・経度で示された点を結ぶ地図上の面積として概算で算出した面積である。

## ○27 ページ関連

駐留軍等労働者：

在日米軍施設の従業員。その雇用は、日米地位協定第 12 条及び日本政府と米軍との基本労務契約等によって定められており、雇用主は日本政府、使用主が在日米軍となる、間接雇用方式が採られている。

雇用形態によって、基本労務契約、諸機関労務協約、船員契約に分けられる。

基本労務契約：

M L C (Master Labor Contract)。在日米軍の各司令部や部隊の機関（米国歳出資金機関）で従事するもの（通訳、事務員、警備員、作業員などの職種）を対象とする契約。給与は日本政府が全部又は一部を負担する。

諸機関労務協約：

I H A (Indirect Hire Agreement)。在日米軍の諸機関（日米地位協定第 15 条に基づく機関。米国歳出外資金機関）で従事するもの（施設内の食堂、P X（売店）、クラブ等の従業員）を対象とする契約。給与は日本政府が全部又は一部を負担する。

船員契約：

M C (Mariners Contract)。在日米軍の非戦闘用船舶で従事する船員を対象とする契約。給与は日本政府が全部又は一部を負担する。

O W E X :

沖縄エクスチェンジ (Okinawa Exchange : オーワックス)。米国本土にある A A F E S の沖縄地区営業本部のこと。米軍キャンプ瑞慶覧（キャンプ・フォスター地区）内にある。

A A F E S (The Army & Air Force Exchange Service : エイフィス) とは、米陸・空軍エクスチェンジのことで、軍人・軍属及びその家族に様々な商品・サービスを提供するために米陸・空軍で作られた機関。

基地内には、この A A F E S 直営による食品や日用雑貨の売店（一般的に P X (Post Exchange : ピーエックス) と呼ばれている。)、レストラン、ガ

ソリンスタンド、映画館、オーディオショップ、ビデオレンタル等のほか、さらに、特免業者による衣料製品販売、土産品店、クリーニング業、リースレンタル業、花屋、眼鏡時計販売、音楽教室等日常生活に必要なサービスを提供している。

### ○37 ページ関連

自衛隊施設数：

自衛隊施設 47 施設に、沖縄防衛局に係る 8 施設（借上宿舎 3 施設，沖縄防衛局の庁舎 5 施設）を加え、合計 55 施設となる。

陸上自衛隊のうち 5 施設は、事務所として使用するため、建物のみである。

### ○41 ページ関連

米軍等への財・サービスの提供：

米軍基地内で発生した需要に対する県内市場からの供給分（日本国政府負担による基地内建設工事や基地内光熱費、米軍機関による物資・サービス調達や工事、基地内事業者による物資・サービス調達等）及び米軍人・軍属及びその家族による基地外での消費支出（基地外に居住する米軍人・軍属世帯が支出する家賃や光熱水費）である。

「米軍等への財・サービスの提供」は県民経済計算の参考資料として、県民経済計算とは別に作成されているものであり、昭和 47 年度から昭和 59 年度までは円・ドル交換高により推計されており、昭和 60 年度から平成 7 年度までは、在沖米軍人・軍属・家族数、消費者物価指数、外国為替相場レートを説明変数とした回帰式を用いて推計が行われていたが、平成 17 年度県民経済計算において、推計方法が変更され、「防衛施設局関係」、「米軍機関関係」、「特免業者関係」、「軍人・軍属家計消費支出」の項目ごとに推計して積み上げて求めることとし、平成 8 年度まで遡及されている。

なお、「米軍等への財・サービスの提供」は県民経済計算における「財貨・サービスの移出」に準ずるものとして推計されているが、県民経済計算においては、域内移住者である沖縄防衛局の発注による米軍基地内建設工事が「財貨・サービスの移出」に係る推計には含まれないなど、取扱いが異なる部分がある。

駐留軍等労働者所得：

駐留軍等労働者が基地内で働いて得た所得。賃金・俸給の他、退職一時金や社会保険料の雇用主負担額等も含まれる。

軍用地料：

在沖米軍（自衛隊関係を除く）に提供されている土地の使用料。沖縄防衛局の資料により推計している。

「駐留軍等労働者所得」及び「軍用地料」は、県民経済計算上は、県民が県外で得た雇用者所得や投資収益などを示す「域外からの所得」に分類され、これらは「県民総所得」には含まれるが、「県内総生産（支出側）」には含まれない。

県民経済計算及び「米軍等への財・サービスの提供」との関係：

### <関係式>

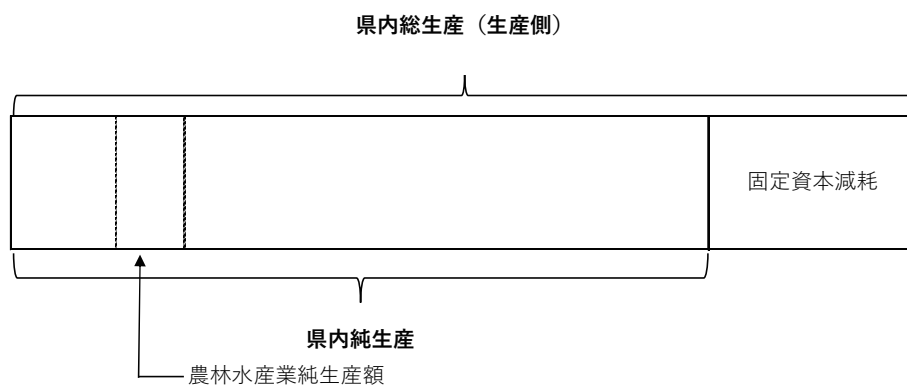
$$\begin{aligned} \text{① 県民総所得} &= \text{県内総生産（支出側）} + \text{域外からの要素所得（純）} \\ \text{県内総生産（支出側）} &= \text{最終消費支出} + \text{県内総資本形成} \\ &\quad + \text{移出入（純）} + \text{統計上の不突合} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{② 域外受取（経常取引）} &= \text{移出（FISIMを除く）} + \text{域外からの要素所得（純）} \\ &\quad + \text{FISIMの移出入（純）} \\ &\quad + \text{域外からの経常移転} \end{aligned}$$

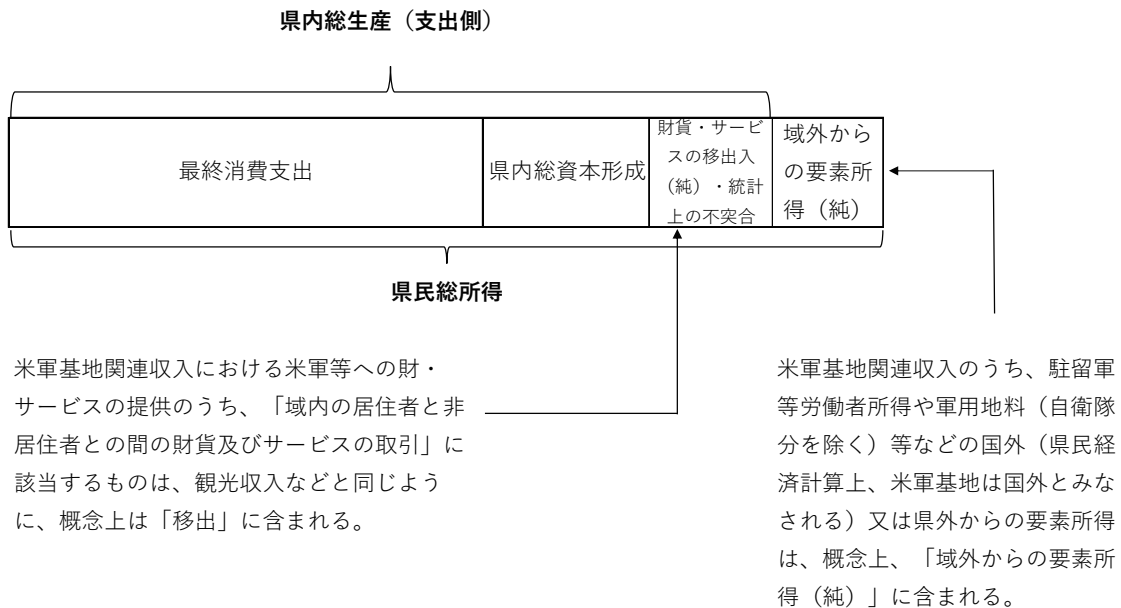
$$\begin{aligned} \text{③ 米軍基地関連収入} &= \text{米軍等への財・サービスの提供} \\ &\quad + \text{米軍基地からの要素所得（駐留軍等労働者所得、軍用地料（自衛隊分を除く）等）} \end{aligned}$$

※②、③は県民経済計算上の用語ではなく、その参考資料において、県民経済計算とは別途推計されているものである。

### <概念図>







注） 米軍基地関連収入は県民経済計算とは別途推計されたものであり、厳密には県民経済計算に対応するものではないが、概念上、おおよそ上図のような関係のように整理できる。

あくまでも概念図であり、図の大きさは経済規模を表すものではない。

### ○ 4 3 ページ関連

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律：

自衛隊及び日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づく）による行為又は防衛施設の設置若しくは運用により生ずる、障害の防止等のため、国は、防衛施設周辺地域の生活環境等の整備について必要な措置を講じ（主に、市町村等が行う各種整備・工事等に対する助成金の交付という形で行われる。）、関係住民の生活安定を図ることとしている。

障害防止工事の助成：

（ア）障害防止工事の助成

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和 49 年法律第 101 号。以下「防衛施設周辺環境整備法」という。）第 3 条第 1 項に基づき、米軍等の特定の行為による被害（①機甲車両等の頻繁な使用による道路の損傷、②戦車等及び射爆撃訓練による演習場の荒廃、付近の河川での洪水や土砂流出等の被害、③通信施設等からの強力な電波や航空機の低空飛行による周辺民家のテレビ映像が不鮮明になること等）に対し、地方公共団体等がこれらの障害を防止又は軽減するため、道路や河川の改修、砂防えん堤の設置、共同通信アンテナ設置等の工事を行うときは、国は予算の範囲内においてその費

用の全部又は一部を補助する制度である。

(イ) 学校等騒音防止工事の助成

防衛施設周辺環境整備法第3条第2項等に基づき、学校教育の場や病弱者等の身体的弱者保護の場は、特に静穏を必要とされる施設のため、米軍等の航空機の離着陸、射撃、爆薬等の使用を頻繁な実施等による著しい音響を防止し、又は軽減するため、学校、病院、診療所、助産所、保健所、保育所、特別養護老人ホーム、母子健康包括支援センター、児童発達支援センター、障害児入所施設等の施設について、地方公共団体等が必要な工事を行う場合は、その者に対し予算の範囲内において、その費用の全部又は一部を補助する制度である。

住宅の防音工事の助成：

防衛施設周辺環境整備法第4条に基づき、防音工事の対象となる住宅（防衛大臣が指定する区域：第一種区域）に現に所在する住宅について、その所有者等が防音工事を行うときは、その工事に対し助成する制度である。

移転の補償等：

防衛施設周辺環境整備法第5条に基づき、第一種区域のうち、特に人が居住するに好ましくないとして防衛大臣が指定する区域（第二種区域）への指定の際、現に所在する建物、立木竹等について、その所有者が第二種区域以外のところに移転し又は除去する場合には、その者に対し予算の範囲内において補償する制度である。

民生安定施設の助成：

防衛施設周辺環境整備法第8条に基づき、米軍基地等の設置又は運用により、その周辺住民が生活又は事業活動上被る障害を障害としてとらえ、地方公共団体が民生安定の見地から障害の緩和に役立つように生活環境施設（道路、公園、消防施設、養護老人ホーム、し尿処理・ごみ処理施設、学習等に供する施設等）や事業経営（農林漁業用施設等）の安定に寄与する施設を整備する場合に、その費用の一部を補助する制度である。

この制度の補助割合は、障害の緩和に資するという民生安定の助成の趣旨から原則として一部補助となっているが、本県における適用については、振興開発行政における補助率を考慮し特例が設けられ、一部の補助対象施設については、全額補助が認められている。

特定防衛施設周辺整備調整交付金：

防衛施設周辺環境整備法第9条に基づき、実施される補助制度。（「48 ページ関連」解説参照）

障害防止工事や民生安定施設の整備等で国が相当な施策を講じても、なお基地周辺の市町村は、基地のない（少ない）市町村に比して環境整備についてより以上の努力を余儀なくされることから、公共用の施設の整備を目的に、この交付金制度が確立された。

交付金の対象となる公共施設としては、交通施設及び通信施設、スポーツ又はレクリエーションに関する施設、環境衛生施設、教育文化施設、医療施設、社会福祉施設、消防に関する施設、産業振興に寄与する施設の幅広いものとなっている。

なお、この交付金は、助成交付金や調整交付金と違って市町村の一般財源となるような財政補給金的な交付金でなく、特定の公共用の施設整備のため交付されるものである。

国有提供施設等所在市町村助成交付金：

「50 ページ関連」解説参照

施設等所在市町村調整交付金：

「50 ページ関連」解説参照

返還道路整備事業補助金：

沖縄県の区域内において駐留軍から返還された旧施設及び区域内の道路で、施設及び区域の返還に伴い、原状に回復することが不相当であると認められるものについて、公道とするため、市町村が行う当該道路敷地の買入れに要する経費に対し、当該市町村に補助金を交付するものである。

沖縄防衛局においては、「沖縄県内所在返還道路整備事業補助金交付要綱」により、昭和 54 年度から補助金を交付している。

防音事業関連維持補助金：

防衛施設周辺環境整備法第 3 条第 2 項等により防音工事を実施した施設のうち、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、幼稚園及び保育所等の空調設備の稼働に要する電気料金等に対する助成金のことである。

施設区域取得等事務委託金：

施設区域取得等事務委託金とは、米軍等が使用する施設等に関し、施設の取得、維持運営等に関する諸問題について国が円滑な事務処理を図るにあたり、関係者及び施設周辺住民等の間に理解と協力を得るため、防衛局が県及び市町村にその一部事務を委託する費用（施設区域取得等事務委託費）に対応する収入である。

財産運用収入（基地関係のみ）：

市町村が軍用地地主としての立場から受け取る地代等であり、市町村歳入の「財産運用収入」に計上されている。

残地補償金：

一般的に、土地の収用（提供）に伴い、その残地を従来利用していた目的に利用することが著しく困難になるほか、土地の収用（提供）又は使用により、残地の価格が減じる等、残地に関して損失が生じる場合に、残地全部を収用（提供）する（残地収用）、あるいは損失が補償（残地補償）されることをいう。

（例）獄山原残地補償金

沖縄市北部の恩納村、読谷村、うるま市との行政界に、獄山原（たきやんばる）と呼ばれる場所が存在する。当地は、嘉手納弾薬庫地区及び自衛隊基地に挟まれ、沖縄市側からは袋地になっており、基地あるいは他の市町村を通らなければ入ることができないため、残地補償を受けているものである。

防衛施設周辺補償事業補助金：

自衛隊並びに駐留米軍の施設及び区域の周辺において、地元関係者の民生安定のために地方公共団体等が行う事業（周辺補償事業）に要する経費に対しては、「防衛施設周辺補償事業補助金交付要綱」に基づき、補助金が交付されることになっている。

周辺補償事業には、駐留米軍が演習行動、演習物資の運送等のために使用する道路の新設又は改良事業（条件道路事業）、施設等の周辺において飲料水及び雑用水が汚濁される等により必要となる飲料水施設の設置事業（飲料水施設設置事業）のほか、防護施設設置事業、汚水処理施設設置事業、用排水施設設置事業などがある。

## ○ 4 4 ページ関連

補償経費等 — 施設の借料：

同表における施設の借料については、他ページにおける「米軍基地賃借料」及び「自衛隊基地賃借料」の合計と異なるが、これは同表における金額が、予算額であること（執行額との違いがある）、及び経費（事務費）も含まれるためである。

## ○ 4 6 ページ関連

件数：

事案数（個人等（住宅防音等）は世帯数、個人（移転措置）は建物等補償費の戸数及び不動産購入費の契約数の合計で、測量等工事費は含まない。）

である。

なお、前年度からの全額繰越事案は、当該年度に計上されている。

個人（住宅防音等）：

障害防止工事、民生安定工事（一般助成、防音助成、空気調和機器稼働費）、道路改修工事、防音事業工事（一般防音、防音事業関連維持費）、住宅防音工事（防音工事、機能復旧工事）の合計である。

個人（移転措置）：

建物等補償費、不動産購入費、測量等工事費の合計である。

沖縄防衛局直轄工事等：

沖縄防衛局が実施している直轄工事及び委託工事のことである。

## ○ 4 8 ページ関連

特定防衛施設周辺整備調整交付金：

防衛施設周辺生活環境整備法により、次に掲げる防衛施設のうち、その設置又は運用がその周辺地域における生活環境又はその周辺地域の開発に及ぼす影響の程度及び範囲その他の事情を考慮し、当該周辺地域を管轄する市町村がその区域内において行う公共用の施設の整備について特に配慮する必要があると認められる防衛施設であるとき、当該防衛施設を特定防衛施設として、また、当該市町村を特定防衛施設関連市町村として、それぞれ防衛大臣により、あらかじめ、関係行政機関の長と協議のうえ指定される。

この特定防衛施設関連市町村に対しては、国から、政令で定める公共用の施設の整備を行うための費用に充てるために、特定防衛施設の面積、運用の態様等を考慮のうえ政令で定めるところにより、特定防衛施設周辺整備調整交付金が交付される。

〔特定防衛施設〕

- 1 ターボジェット発動機を有する航空機の離陸又は着陸が実施される飛行場
- 2 砲撃又は航空機による射撃若しくは爆撃が実施される演習場
- 3 港湾
- 4 その他政令で定める施設（大きな弾薬庫、その面積がその所在する市町村の面積に占める割合が著しく高いもの等）

金武中城港に所在する防衛施設：

天願栈橋、陸軍貯油施設、沖縄基地隊及びホワイト・ビーチ地区に限る。

## 〇50 ページ関連

助成交付金及び調整交付金：

米軍等に使用させている国有固定資産や、米軍所有の固定資産には税金が課されないこととなっている。また、米軍に対しては、住民税や市町村民税も非課税となっている。

このことから、基地の所在する市町村に対しては税収減や、基地あるがゆえの財政需要増大に対する措置として、助成交付金及び調整交付金が交付されることとなっている。

助成交付金：

国有提供施設等所在市町村助成交付金。国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律（昭和 32 年法律第 104 号）の定めるところにより、国が所有する固定資産のうち、在日米軍に使用させている固定資産及び自衛隊が使用する固定資産が所在する市町村（基地所在市町村）に対し、当該固定資産の価格（固有財産台帳価格）、当該市町村の財政の状況等に応じて、交付される。

助成交付金は、米軍や自衛隊の施設が市町村の区域内に広大な面積を占め、かつ、これらの施設が所在することによって市町村の財政に著しい影響を及ぼしていることを考慮して、固定資産税の代替的性格を基本としながら、これらの施設が所在することによる市町村の財政需要に対応するために、使途に制限のない一般財源として毎年度交付されるものである。

調整交付金：

施設等所在市町村調整交付金。米軍施設所在市町村においては、日米地位協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭和 27 年法律第 119 号）により、米軍の所有する固定資産には固定資産税や都市計画税を課することができず、また、市町村民税も非課税となっている。一方、基地外に居住する軍人・軍属やその家族については、一般住民と同様に道路、水道、ごみ処理、し尿処理、消防等の公共的サービスを市町村から受けている。しかし、これらの非課税措置による税収減や財政需要の増加に対する補てん措置が行われておらず、すべて市町村の財政負担となっている。

これら市町村の税財政上の問題について、渉外関係主要都道府県知事連絡協議会、その他基地関係団体により新たに特別の交付金制度を設けるべきであるとして要請した結果、昭和 45 年度から「施設等所在市町村調整交付金交付要綱」により、交付されている。

助成交付金が法律補助であるのに対し、調整交付金は補助金的性格からの予算措置であり、助成交付金の対象となる国有資産と対象外である米軍資産との均衡、及び米軍に係る市町村民税の非課税措置等による税財政上の影響



を考慮して、毎年度基地所在市町村に交付されるものである。

## 〇52 ページ関連

その他の注意事項：

嘉手納弾薬庫地区の賃借料には、コザ残地補償の賃借料（昭和 48 年度～昭和 54 年度）を含む。

施設全体が国有地：

那覇サービス・センター、津堅島訓練場、赤尾嶼射爆撃場  
宮古島ボルタック施設

米軍が共同使用する自衛隊施設の賃借料：

米軍が日米地位協定第 2 条第 4 項 (b) により共同使用する自衛隊施設の浮原島訓練場の賃借料については、「自衛隊基地賃借料」に計上されている。そのため、昭和 54 年度以降、空欄としてある。

## 〇60 ページ関連

その他の注意事項：

- ① 「陸上自衛隊那覇駐屯地鏡水宿舎」の賃借料については、陸上自衛隊那覇駐屯地に含まれている。
- ② 「自衛隊那覇病院」については、航空自衛隊那覇基地に含まれている。
- ③ 航空自衛隊宮古島分屯基地の賃借料には、「航空自衛隊宮古島分屯基地隊外連絡所」の賃借料（昭和 56 年度及び昭和 59 年度）を含む。

施設全体が国有地：

陸上自衛隊那覇駐屯地賀数宿舎  
陸上自衛隊那覇駐屯地阿波根宿舎  
陸上自衛隊那覇駐屯地宇栄原宿舎  
陸上自衛隊与那国島駐屯地祖納宿舎  
陸上自衛隊与那国島駐屯地比川宿舎  
陸上自衛隊宮古島駐屯地平良第一宿舎  
陸上自衛隊宮古島駐屯地友利宿舎  
陸上自衛隊宮古島駐屯地平良第二宿舎  
陸上自衛隊保良訓練場  
陸上自衛隊宮石垣島駐屯地大川長間宿舎（仮称）  
陸上自衛隊宮石垣島駐屯地登野城第 1 宿舎（仮称）  
陸上自衛隊宮石垣島駐屯地登野城第 2 宿舎（仮称）  
航空自衛隊那覇基地久米島分屯基地仲泊宿舎

航空自衛隊那覇基地宮古島分屯基地野原宿舎  
航空自衛隊那覇基地宮古島分屯基地新里宿舎  
与那国海洋観測施設

### ○ 6 3 ページ関連

漁船操業制限法による漁業損失補償：

米軍が演習等の目的で日本国の領海及び近傍の公海部分を使用するため、漁船の操業が制限又は禁止される場合、これに伴う損失については、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律（昭和 27 年法律第 243 号）に基づき、日本国が補償することになっている。

### ○ 7 9 ページ関連

平成 2 年 6 月 19 日日米合同委員会・確認事案：

いわゆる「23 事案」。昭和 63 年 4 月、沖縄県知事が米国政府に対し行った整理縮小の要請を踏まえ、沖縄の米軍基地の整理・統合について検討を行っていた日米合同委員会は、平成 2 年 6 月 19 日、その検討作業結果を発表した。これにより、県知事要望事案 3 件（県知事が米国政府に対し要望を行ったもの）、安保協事案 9 件（前回までの日米安全保障協議委員会です承された施設・区域の整理統合計画のうち、未だ実施されていないもの）、軍転協事案 8 件（沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会の返還要望）及び米側事案 3 件（米側が返還可能としたもの）の計 23 件（「23 事案」）についての返還に向けた所要の調整・手続きを進めることが確認された。

### ○ 8 0 ページ関連

S A C O：

「沖縄に関する特別行動委員会（Special Action Committee on Okinawa）」。  
平成 7 年（1995 年）11 月に、日米両政府が、沖縄における米軍施設・区域の整理・統合縮小の促進と航空機騒音等、基地から派生する諸問題による県民の負担を軽減するために、日米安全保障協議委員会の中に設置した協議機関。

平成 8 年（1996 年）12 月に、11 施設、約 5,002 ヘクタールの返還等が最終合意された。



## 〇 8 6 ページ関連

県道 104 号線越え実弾砲兵射撃訓練：

これまで、キャンプ・ハンセンにおいては、砲座と着弾地の間を通っている県道 104 号線を封鎖しての実弾砲撃演習が行われていたが、平成 8 年 12 月の「沖縄に関する特別行動委員会（S A C O）」の最終報告において、平成 9 年度中にこの訓練が日本本土の演習場に移転された後に、県道 104 号線越え実弾砲兵射撃訓練を取り止めることが合意された後、平成 9 年 6 月には、本土での訓練計画が日米合同委員会で合意されたため、沖縄での演習は事実上、平成 9 年 3 月 7 日を最後に廃止された。

なお、同訓練については、現在、矢白別演習場（北海道）、王城寺原演習場（宮城県）、北富士演習場（山梨県）、東富士演習場（静岡県）、日出生台演習場（大分県）の計 5 ヲ所の演習場において、分散・実施されている。

## 〇 9 2 ページ関連

罪種の内訳：

- 凶悪犯 — 殺人、強盗、放火、強制性交等
- 粗暴犯 — 暴行、傷害、脅迫、恐喝など
- 窃盗犯 — 侵入盗、乗り物盗、非侵入盗
- 知能犯 — 詐欺、横領、偽造、汚職など
- 風俗犯 — 賭博、強制わいせつなど
- その他 — 公務執行妨害、住居侵入、器物損壊など